

太田市まちづくり基本条例の改正（平成21年4月）

●改正内容

改正前	改正後	備考
(住民自治組織) 第23条 <u>市及び市民は、住民相互の信頼と親睦を深める地域に根ざした住民自治組織の自主的な諸活動を尊重し支援するよう努めます。</u>	(住民自治組織) 第23条 <u>市民は、住民相互の信頼と親睦を深める地域に根ざした住民自治組織の自主的な諸活動を尊重し参加するよう努めます。</u> 2 <u>市の執行機関及び市議会は、住民自治組織の諸活動を尊重し支援するよう努めます。</u>	21年3月 市議会可決

※下線は変更部分

●改正経過

- ・平成19年4月に公募された市民を委員とする「太田まちづくり市民会議」へ条例の見直しを依頼しました。
- ・平成20年8月に「太田まちづくり市民会議」から、市民に町内会活動への参加を促すため、第22条の「コミュニティの役割」を改正する旨の答申書が市長に提出されました。
- ・市では町内会活動への参加を促すためには、第23条の「住民自治組織」の規定を改正した方が適切であると考え、第23条の市の改正案を付して、平成20年12月に意見公募を実施しました。
- ・意見公募の結果から、市の改正案である第23条の「住民自治組織」の規定を改正しました。

●改正時期

改正後の条例は平成21年4月1日から施行しました。